

市役所からのお知らせ

●文中の「SC」はサービスセンターの略

新型コロナウイルスの影響を受けているかたを支援するため、住民税(個人市民税・県民税)非課税世帯などの対象世帯へ、1世帯あたり10万円を給付します。

対象世帯(いずれかに該当する世帯)

①**住民税非課税世帯**：令和3年12月10日現在、秋田市に住所があり、世帯全員の令和3年度分の住民税が非課税の世帯

②**家計急変世帯**：年収または所得の判定方法が一部変更となります。令和4年度分住民税の賦課決

非課税世帯などへの給付金の手続きをお忘れなく

新型コロナウイルスの影響を受けているかたを支援するため、住民税(個人市民税・県民税)非課税世帯などの対象世帯へ、1世帯あたり10万円を給付します。

定(6月10日(金))以降に令和3年度中の収入をもとに申請する場合には、課税決定の内容または非課税証明書の添付により判定します

申請方法(申請期限)

①**に該当(5月31日(火)当日消印有効)**：該当する世帯の世帯主のかたへ、確認書をお送りしています。必要事項を記入し、同封の返信用封筒に入れてお送りください

②**に該当(9月30日(金))**：申請方法など詳しくは市ホームページをご覧ください

◆**広報ID番号** 1033075

●**問い合わせ** 秋田市住民税非課税世帯等臨時特別給付金コールセンター ☎(803)6344

団体・組合などのイベント開催を支援します

新型コロナウイルスの影響を受けた各業界・業種を代表する団体が、今後の業績改善などに向けて開催するイベントなどに向け、補助します。補助率100%で上限額100万円。申請は1団体につき原則1回で、申請期限は12月28日(水)です。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

◆**広報ID番号** 1026640

補助対象者

①市内の各業界・業種を代表する法人または任意団体など(任意団体の場合は規約があり、活動実態

があること)

②市内の商工団地に立地する企業が組織する団体などが**補助対象事業**

①イベントの開催事業(販促イベント、商品プロモーション、販売会、商談会、展示会など)

②キャンペーン実施事業(販促品のプレゼント、割引券の発行、商品券の発行など)

*割引券は割引率30%以内、プレミアム付き商品券はプレミアム率の上乗せ50%以内。

●**問い合わせ** 商工貿易振興課 ☎(888)5728

③セミナー、合同研修会などの開催事業

●発熱などの症状があり受診を希望する場合はかかりつけ医に必ず電話でご相談を

かかりつけ医がないなど、医療機関に迷う場合は、下記の「あきた新型コロナ受診相談センター」へご相談ください。紹介された医療機関を受診する際は、必ず事前に受診先へ電話してください。

☎(866)7050/24時間対応
☎0570-011-567/8:00~17:00
☎(895)9176/8:00~17:00

新型コロナウイルスワクチン接種

- ◆旅行の割引など各種サービスを利用する際、ワクチン接種後に渡される接種券は予防接種済証としてご利用いただけます。サービスによって必要書類が異なる場合がありますので、ご不明な点はサービスを実施する機関へお問い合わせください。なお、紛失や海外渡航などのため、接種済証の発行が必要なかたは下記コールセンターへお問い合わせください
- ◆ワクチン接種は、強制ではなく、本人の意思に基づき受けていただくものです。周りのかたなどに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをすることがないようにお願いします
- ◆5~11歳のお子さんのワクチン接種を、市保健センター(八橋)と医療機関で実施しています。小児の接種には保護者の同伴が必要です。予診票には必ず保護者の署名をお願いします
- ◆体調不良などで1・2回目の接種を受けていないかたについても、引き続き接種が可能です。詳しくは、専用ウェブサイトでお知らせします

ワクチン接種専用ウェブサイト
<https://acity-va.com>



ワクチン専用ウェブ

秋田市新型コロナウイルス
ワクチン接種コールセンター

☎0120-73-8970

(平日9:00~18:00)

▶聴覚に障がいのあるかたや、電話での問い合わせが難しいかたはFAXでも受け付けています。
健康管理課FAX(883)1158

生活資金の貸し付け のご相談に応じます

新型コロナウイルスの影響による休業・失業などで、生活資金でお悩みのかたへの特例貸付に関する相談・受付を実施しています。申請期限は6月30日(木)。詳しくは、お問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

緊急小口資金▶一時的に必要な生活費として20万円以内で貸し付け
総合支援資金▶生活の立て直しに必要な生活費を月20万円以内で貸し付け

お問い合わせ 秋田市社会福祉協議会 ☎(838)6477
<https://www.akita-city-shakyo.jp/>

園芸農業チャレンジ 研修生を募集!



秋田市での就農を検討しているかたを対象に、新規就農研修の事前研修として短期・中期の体験研修を、園芸振興センター(仁井田)で実施します。受講無料。

対象▶おおむね50歳以下で、次のすべてを満たすかた

①市内・県内外の在住を問わず、秋田市内での就農意欲(野菜・花き)があるかた

②農業に従事できる健康なかた

③普通自動車運転免許があるかた

◆短期研修(3日間)

園芸振興センターや近隣農家での作物管理や出荷作業の体験のほか、集出荷所や直売所の視察などを行います。定員各回5人。県外・県内在住者のうち、宿泊が必要と認められる場合は、2泊分の宿泊費を補助します(上限あり)。

実施期間と申込期限

▶①6月23日(木)・24日(金)・25日(土)

…申込期限6月3日(金)

▶②7月28日(木)・29日(金)・30日(土)

…申込期限7月8日(金)

▶③8月25日(木)・26日(金)・27日(土)

…申込期限8月5日(金)

▶④9月29日(木)・30日(金)・10月1日(土)

…申込期限9月9日(金)

申し込み▶園芸振興センターにある申込書(市ホームページからもダウンロード可)で各申請期限までにお申し込みください

◆広報ID番号 1007067

◆中期研修(3か月以内)

原則として、短期研修修了者のうち、さらに中期の体験研修を希望するかたが対象です。定員若干名。県外・県内在住者のうち、宿泊が必要と認められる場合は、住居費と滞在費を補助します(上限あり)。

申し込み▶短期研修の最終日にお知らせします

お問い合わせ 園芸振興センター

☎(838)0278

新たに始める事業の費用 の一部を補助します



秋田市内で法人を設立して新たな事業を開始するかたなどに対し、設備費や広告宣伝費の一部を補助します。創業間もない個人事業主が事業を拡大し、法人成りする場合も対象です。

*原則として、交付決定前に着手した事業(法人設立を含む)は補助対象外です。

◆補助内容

■補助対象経費▶事業拠点費、設備費、機械器具費、広告宣伝費、申請手数料など

■一般創業

▶補助率50%/限度額75万円

■Aターン創業

▶補助率75%/限度額75万円

■若者創業(35歳未満)

▶補助率75%/限度額50万円

■学生創業

▶補助率100%/限度額30万円

申請期限▶12月23日(金)

*申請から補助金交付までには時間を要します。

■秋田市創業支援ポータルサイト

「アキチャレ」もチェック!

<https://www.akitachallenge.jp/>

お問い合わせ 商工貿易振興課

☎(888)5729

町内会・自治会に加入して 住みよい地域づくりを

地域の町内会・自治会に加入する場合は、ご近所や町内会などの役員へお尋ねください。アパートやマンションにお住まいの場合は、管理会社へ手続きなどをご確認ください。

市ホームページでは、電子申請による加入申込のほか、「町内会自治会ガイドブック」を公開していません。所属する町内会がわからない場合は、お問い合わせください。

◆広報ID番号 1023845

●問い合わせ

生活総務課 ☎(888)5625

第11回特別弔慰金の請求 は来年3月31日(金)まで

戦没者などのご遺族に特別弔慰金額面25万円、5年償還の国庫債券の請求受付をしています。請求期限は令和5年3月31日(金)。請求期限を過ぎると特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、お早めに手続きしてください。

ご遺族の状況により、請求できるかたや必要書類が異なるため、詳しくはお問い合わせください。

●問い合わせ 福祉総務課地域福祉推進室 ☎(888)5661